

介護保険事業費

健康福祉局

【款：総務費 項：総務管理費 目：一般管理費】

《被保険者の推移》 (単位：人)

	H21.9 末	H22.9 末	H23.9 末	H24.9 末	H25.9 末見込
第 1 号被保険者数	105,015	106,886	107,781	111,638	115,450

《認定者の推移》 (単位：人)

	H21.9 末	H22.9 末	H23.9 末	H24.9 末	H25.9 末見込
認定者数	20,324	21,074	21,964	22,848	24,021

- (1) 給付関係事務経費 9,546  
     保険給付業務に係る事務経費 (8,489)
- (2) 資格関係事務経費 2,428  
     資格管理業務に係る事務経費 (1,917)
- (3) 介護保険システム整備事業費 28,319  
     介護保険制度の円滑な運営を図るためのシステム改修 (4,305)
- (4) 介護保険制度普及啓発事業費 3,817  
     介護保険制度に対する市民の理解を深めるため、広報を行う。 (3,806)

【款：総務費 項：総務管理費 目：連合会負担金】

- (5) 兵庫県国民健康保険団体連合会負担金 2,137  
     兵庫県国民健康保険団体連合会の会員負担金 (2,064)

【款：総務費 項：総務管理費 目：賦課徴収費】

- (6) 賦課徴収関係事務経費 28,026  
     介護保険料の賦課、徴収業務に係る事務経費 (26,795)

【款：総務費 項：総務管理費 目：介護認定費】

- (7) 主治医意見書支払費 124,901  
     要介護認定に必要となる「主治医意見書」の作成手数料の支払いを、兵庫県  
     国民健康保険団体連合会へ委託する。 (114,952)
- (8) 認定調査委託料 85,256  
     認定調査業務の一部を社会福祉協議会等へ委託する。 (78,059)
- (9) 認定関係事務経費 21,191  
     要介護認定業務に係る事務経費 (21,887)

【款：保険給付費 項：介護サービス等諸費 目：介護サービス等給付費】

- |      |   |                            |
|------|---|----------------------------|
| (10) | <u>居宅介護サービス給付費</u><br>要介護被保険者が指定居宅サービスを利用したときに、居宅介護サービス給<br>付費を支給する。<br>対象サービス<br>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療<br>養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期<br>入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護   | 15,470,052<br>(14,980,260) |
| (11) | <u>地域密着型介護サービス給付費</u><br>要介護被保険者が指定地域密着型サービスを利用したときに、地域密着型介<br>護サービス給付費を支給する。<br>対象サービス<br>定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応<br>型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地<br>域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者<br>生活介護、複合型サービス                           | 2,450,241<br>(2,025,929)   |
| (12) | <u>施設介護サービス給付費</u><br>要介護被保険者が指定施設サービスを利用したときに、施設介護サービス給<br>付費を支給する。<br>対象施設<br>介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設   | 8,850,196<br>(8,158,533)   |
| (13) | <u>特定入所者介護サービス費</u><br>一定の基準を満たす低所得の要介護被保険者が指定施設サービス、指定地域<br>密着型サービスまたは指定居宅サービスを利用したときの食費及び居住費<br>(滞在費)の負担限度額と基準費用額の差額について、特定入所者介護サー<br>ビス費を支給する。<br>対象施設及びサービス<br>介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着<br>型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養<br>介護 | 1,086,479<br>(958,838)     |
| (14) | <u>居宅介護福祉用具購入費</u><br>要介護被保険者が指定居宅サービス事業者から福祉用具を購入したときに、<br>居宅介護福祉用具購入費を支給する。   | 43,911<br>(61,842)         |
| (15) | <u>居宅介護住宅改修費</u><br>要介護被保険者が給付対象となる住宅の改修を行ったときに、居宅介護住宅<br>改修費を支給する。   | 84,380<br>(95,786)         |
| (16) | <u>居宅介護サービス計画給付費</u><br>要介護被保険者が指定居宅介護支援を受けたときに、居宅介護サービス計画<br>給付費を支給する。   | 1,638,178<br>(1,858,490)   |

(17)	<u>介護予防サービス給付費</u> 要支援被保険者が指定介護予防サービスを利用したときに、介護予防サービス給付費を支給する。 対象サービス 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護	2,203,179 (1,949,932)
(18)	<u>地域密着型介護予防サービス給付費</u> 要支援被保険者が指定地域密着型介護予防サービスを利用したときに、地域密着型介護予防サービス給付費を支給する。 対象サービス 介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	2,454 (1,903)
(19)	<u>特定入所者介護予防サービス費</u> 一定の基準を満たす低所得の要支援被保険者が指定介護予防サービスを利用したときの食費及び滞在費の負担限度額と基準費用額の差額について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。 対象サービス 介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護	369 (740)
(20)	<u>介護予防福祉用具購入費</u> 要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者から福祉用具を購入したときに、介護予防福祉用具購入費を支給する。	13,639 (15,071)
(21)	<u>介護予防住宅改修費</u> 要支援被保険者が給付対象となる住宅の改修を行ったときに、介護予防住宅改修費を支給する。	75,879 (48,861)
(22)	<u>介護予防サービス計画給付費</u> 要支援被保険者が指定介護予防支援を受けたときに、介護予防サービス計画給付費を支給する。	289,064 (299,955)
【款：保険給付費 項：介護サービス等諸費 目：審査支払手数料】		
(23)	<u>審査支払手数料</u> 介護報酬の請求に関する審査及び支払いを兵庫県国民健康保険団体連合会へ委託する。	32,201 (30,831)
【款：保険給付費 項：高額介護サービス費 目：高額介護サービス費】		
(24)	<u>高額介護サービス費</u> 要介護及び要支援被保険者が利用したサービスの本人負担額（月額）が一定額を超える場合に、高額介護サービス費または高額介護予防サービス費を支給する。	628,041 (617,141)

(25)	<u>高額医療合算介護サービス費</u> 各医療保険における世帯内で医療及び介護の両制度における本人負担額の合計額（年額）が一定額を超える場合に、高額医療合算介護サービス費または高額医療合算介護予防サービス費を支給する。	102,033 (85,883)
【款：地域支援事業費 項：地域支援事業費 目：介護予防事業費】		
(26)	<u>高齢者食生活改善事業費</u> 65歳以上の高齢者に対して、介護予防及び健康づくりのための食生活を普及啓発し、食生活の改善を支援する。 実施内容 うす味ヘルシー料理教室等、健康づくり推進員及び在宅栄養士の研修	580 (584)
(27)	<u>高齢者二次予防事業費</u> 生活機能が低下傾向で二次予防が必要な高齢者（要介護及び要支援被保険者除く）を把握し、介護予防の観点から「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」の事業を実施する。	50,352 (61,460)
(28)	<u>介護予防普及啓発事業費</u> 介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行し、配布する。	1,469 (1,498)
(29)	<u>いきいき健康づくり事業費</u> 介護が必要となる状態を予防するため、65歳以上の高齢者に対して、ウォーキングを奨励し、健康に対する意識啓発を行う。	5,491 (6,038)
【款：地域支援事業費 項：地域支援事業費 目：包括的支援等事業費】		
(30)	<u>地域包括支援センター運営事業費</u> 高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。 基本機能としては、 総合的な相談支援・権利擁護業務 包括的・継続的ケアマネジメント業務 など	238,625 (232,854)
(31)	<u>認知症高齢者介護者支援事業費</u> 認知症高齢者を介護する家族等を支援するため、専門医による相談窓口の設置、認知症基礎講座を実施するとともに、認知症に関する啓発事業、介護支援専門員等に対する情報提供や技術支援を行う。	533 (533)
(32)	<u>家族介護慰労事業費</u> 要介護4または5に相当する市県民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった者又はショートステイのみの利用が年間7日以内の者を現に介護している家族に、家族介護慰労金を支給する。	400 (400)
(33)	<u>シルバーハウジング生活援助員派遣事業費</u> 災害復興公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、高齢者の生活相談、安否確認等を行い、在宅生活を支援する。 市営団地7か所、県営団地2か所	38,373 (38,247)

(34)	<u>徘徊高齢者家族支援サービス事業費</u> 要介護認定を受けている 65 歳以上の在宅の認知症高齢者が屋外で徘徊したときに、早期に発見する位置情報検索システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図る。	118 (111)
(35)	<u>高齢者向けグループハウス運営事業費</u> 軽度の要介護認定を受けている 65 歳以上の高齢者に対し、24 時間見守り等のケアを行い自立した生活が営めるよう支援する。	14,613 (14,613)
(36)	<u>高齢者自立支援型食事サービス事業費</u> 食事サービスを提供することにより、ひとり暮らし高齢者等の生活をサポートするとともに、安否の確認や孤独の解消を図り、在宅生活を支援する。	5,133 (6,848)
(37)	<u>住宅改造相談事業費</u> 要介護・要支援の認定を受けている 65 歳以上の高齢者の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造に関して、相談及び助言を行う。	11,706 (11,255)
(38)	<u>家族介護用品支給事業費</u> 要介護 4 または 5 で、市県民税非課税世帯の在宅高齢者等を介護している家族に対して、介護用品を支給する。	12,142 (12,914)
(39)	<u>住宅改修支援事業費</u> 福祉住環境コーディネーター等が行う住宅改修費申請に必要な理由書の作成業務に対し助成する。	300 (242)
(40)	<u>介護相談員派遣事業費</u> 介護サービスの適正化と質的な向上を図るため、介護保険施設入所者等を対象として介護相談員の派遣を行う。	6,720 (6,720)
(41)	<u>介護給付適正化事業費</u> 利用者の自立支援に必要な介護サービスが適正に提供されること等を目指し、ケアプランのチェック・介護保険と医療情報の点検等を行う。	3,396 (3,292)
(42)	<u>成年後見制度利用支援事業費</u> 契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。	7,797 (8,049)
(43)	<u>高齢者緊急一時保護事業費</u> 虐待や徘徊等により緊急かつ即時に居所が必要となる高齢者を、市と契約する施設に一定期間保護する。	1,719 (2,455)

【款：基金積立金 項：基金積立金 目：介護給付費準備基金積立金】

- (44) 介護給付費準備基金積立金 15,498  
 介護保険事業の運営に要する費用の財源に充てるために設置した「介護給付費準備基金」へ当該年度の剰余金等を積み立てる。 (360,045)

《基金残高の推移》

(単位：千円)

21 末残高	22 末残高	23 末残高	24 末残高見込	25 積立	25 取崩	25 末残高見込
501,674	473,496	7,028	209,428	15,498	0	224,926

【款：諸支出金 項：諸費 目：第1号被保険者償還金及び還付加算金】

- (45) 第1号被保険者保険料過誤納金還付金 15,299  
 第1号被保険者保険料の過年度過誤納金を還付する。 (12,768)

【款：予備費 項：予備費 目：予備費】

- (46) 予備費 1,000  
 予備費 (1,000)